



懷舊記事

1



含雪居士口述
秋月新太郎筆記

懷舊記事

東京 丸善株式會社

緒言
數年前人あり。維新前記一巻を懷よして來り。余は質す。長藩の事蹟を以てモ會余劇職も在り。又其人懇請して止まぬ。乃ち試るを以て。みよ之を一讀する。又訛誤百出。訂正する。又由かし。因て別よ。余が記憶する所の概畧を錄し。之を授けさせ。因幾くもあく。間職も就きしを以て。時々其稿本を點檢し。往事を追思し。遺漏を補ひ。又當時事を同せし人々就き尋繹參互し。以て此編を成せり。命けて懷舊記事と曰ふ。編中記する所。専ら叙實を主とし。敢て修飾を加へず。而して行文の際。余が躬くら踐歷する所よ密よして。其躬くらせざる所よ疎なるも。勢の然らむ。

る所あり。例へば長防四境の役も於ける。小倉方面も。藝石方面と其詳畧を異にするが如き。是あり。然りと雖も。諸隊の建白。内訂の平定等の事も至りて。則ち大義名分の繫る所もして。其尤も彰明較著ある者ふきべ。余も三たび意を致せり。抑長防二州の士。天下も率先して大義を唱道し。一藩を以て孤注と爲し。以て尊攘の衝も當りしを。世の明うも知る所もして。維新前記の神髓。實も是小在り。若一假を。許多の歳月を以てし。様大の筆を揮て。之を詳叙し。當時の状勢をして。掌も指すが如くあらしめむ。固より望む所あれども。此等の事を。余の企て及ぶ所も非ぞ。且つ其事ハ遠く三十年前も在り。余の記憶の如きも。亦焉ん

ぞ其繆漏あきを保たんや。讀者倘一補訂を加へ。籍て以て長防勤王史の資料と爲ふことを得を。實も余の幸なり。又余の願あり。

明治二十七年三月

含雪居士識

懷信詩

卷之一

東

防長四隣位置略圖

東

伊豫國

南

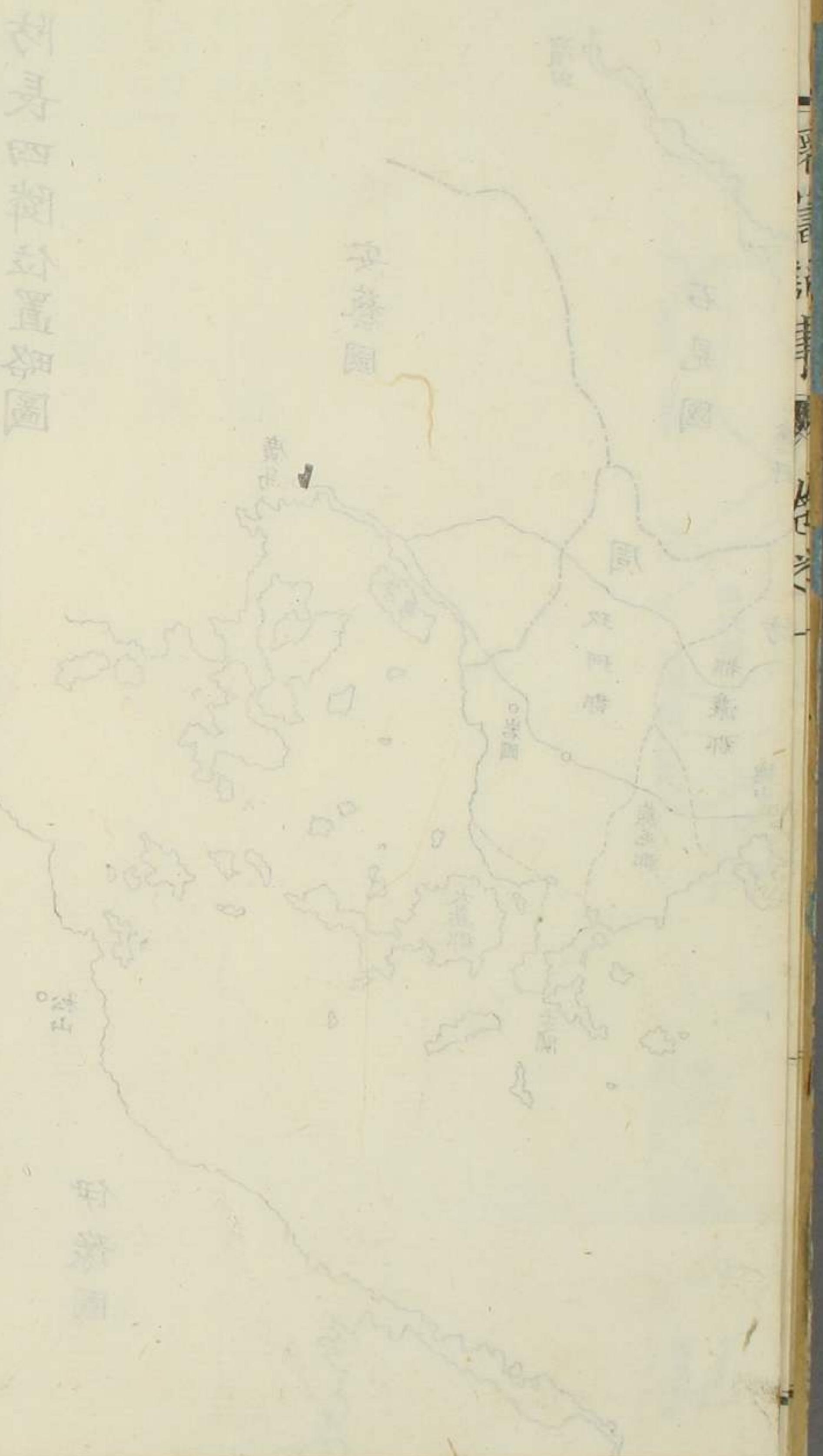
國後豐

西

北

國境
郡境
道路





懷舊記事第一卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆記

歳月の経過をるや其迅疾なる飛丸も啻からば今日
よりして三十餘年前の往事を回想すれど己よ歴史
上の事蹟よ屬を而して親しく閱歴の際よ至る毎よ
百感交々胸間小攢まるもの波濤の洶湧するが如し。
顧をば予が伊藤俊助今博、杉山松助、伊藤傳之助、岡仙
吉、總樂悅之助と同トく京師差遣の命を被むり一ハ
安政四年丁巳の歲ふりき。此時よ當りてや、徳川幕府

ハ二百餘年積重の威力も據り上ハ朝命を奉せば下
を士民を抑壓し凡そ國家の爲は當世の事を論じ其
言少しく幕議も適をざる者あれバ輒ち峻法密網を
以てこれを待ち最も其專横を極めたり是を以て人
心乖離し譜代有數の諸侯を除くの外ハ率ね其命も
服従する者ふし或も格式慣例の已むを得ざる者あ
リて暫く服従の状を表面に粧ひ奉承の體を爲まと
雖も内心に至てハ復々往時の如きも非ざるふり。
我長藩ハ洞春公陸奥守毛利元就以来歴代の列祖常ニ志を
勤王ニ存し敢て失墜せらるゝことふく殊ニ先公從
位贈大納言毛利敬親
從一位謚忠正公幕府の專横を憤り王室の式
微と慨々國家の長計を定めて以て大勢の挽回を企

圖せられること一日も非ざるふり。予輩の此命を
受けハ時勢を視察するの爲めにして即ち先公の
盛意も出でし者ふり。此六人の内四人ハ皆吉田松陰
先生の門ニ學び現ニ松下塾萩城の東山の松本村生の塾名
よりあ出生ニ係くる者ふり抑松下塾の學風ハ世人の
普く知るケ如く夙ニ尊攘の大義を明ニ名分を正
きに在るを以て俗輩の爲ニ斥けられ或ハ目にて異
端の學ふりと詆議せらるゝよ至きり然れども所謂
今ハ常理ふり現ニ此貴重なる藩命を帶び幕府の
嫌忌を冒して輦轂の下ニ向ふべき輩を特選せる
際ハ松下塾生の之ニ當たるを見きハ松陰先生の論

説漸く政府政府とハ當時藩の政事堂を指すの通稱より以下皆同トより採用せられ其門下出身の志士をして親しく形勢を察し活機を見るの局より臨ましめんとする比緒を啓きたるを知るべきふり。獨り予と總樂とハ此門外者によるよ此特選より加わりたるを益し入江九一、杉山松助等ヶ政府より推薦したる故かるべし

杉山ハ寒緑と號を才敏小して文學より長ぜり予が家ハ杉山と相隣にて交情最も親密より杉山屢々予より勧むるより文學を修むるを以てし他の諸友も亦頻りに予が松下塾門生たらんことを勧めたり予ハ武事を以て國より事へんかを豫期し且つ才學の杉山等より及をざる城知り其勧より從をざ

りーと雖も交誼を益々厚きを加へあり後より杉山へ吉田稔磨等と京都河原町藩邸より潜伏して頗り小王事より盡力せしゝ惜哉元治元年六月吉田其他有志の諸士と與より新撰組近藤勇等が爲より暗殺せられより杉山時より年二十七

既よりて京師より至り久坂元瑞後義助赤川淡水、中村道太郎等ハ己より輩より先だちて京師より入り時勢の變動を待てり仍て屢々會合論議したるより其要旨ハ到底幕府をして 勅命を奉せしめ天下の人士を振起するの計を運らさるべからばといふより歸著せり。會小濱の志士梅田源次郎も亦京師より在て大より國事より周旋し屢々予輩と往來して時勢を論ず其慷慨激烈

よりて辯論の爽快ある儕輩をして覺にぞ奮發感激せしめた。予ハ幾をくもなく中村と俱よ京師を去りて藩地よ歸れど

中村道太郎ハ地方當職座の御密用役あり故よ直よ京師の事情を政府よ報ぜり

初め予が京師よ在るや久坂等ハ予よ勧むるよ松下塾の門生をらむことを以て一發程よ臨みて久坂も天下の形勢を論ト合せて紹介書を作りて予よ與へた。予ハ歸藩の後此書を以て松陰先生よ謁く其門よ入り且京師の事情を報知した。是よ於て一旦ハ藩論略一よ定まり一ヶ如くあり一ヶ翌五年戊午の歲よ至り藩論一變して氣勢殆ど燐熄の状となり

十二月松陰先生ハ萩の野山獄よ投ぜられ同六年己未四月幕命よ因りて關東よ護送せられ幕吏の文織する所とあり其年十月廿七日遂よ江戸傳馬町斷頭場の露とかりし實よ千載の遺憾よして志士の悲嘆。予輩の愁傷、言語の及ぶ所よあらざるあり入江九一ハ戊午十一月松陰先生ヶ間部下總守を狙撃せんとするの計。一與一其弟野村和作即ち今之靖之助を一て京師よ赴う。一めどるよ其事發覺して野村を揚屋入揚屋ハ未決囚人を拘留する場所を命ぜらる。尋で己未の春よ至り入江ハ大原三位と謀り君公參府の駕を伏見よ要せんと圖りくるよ其事露をき獄よ投ぜらる。是日予ハ入江の宅よ赴き共よ國論の日よ益退縮をるを

嘆ド松下塾生ゲ政府の爲ム猜忌せらる、こト甚遺憾ハシマツふれ宜く之を挽回カイカイするの計を建てざるべラらばと論ト談方タウガフ闇アマふりける頃モ官吏突然入來りて政府の命を傳ふ。予ミ之ミ対ヘて入江ミ一ヒ人の老母シテ一人の幼女ヒトコトとあり情甚シテ憫ハシマツむべし予ミハ政府の役人ヒト詣マサニり陳請チンシヨウすべき付今晚ミナクも暫時ゼンジの猶豫ヨウウあらんハヤシと望みたれども官吏ヒトハ政府の命メイふり一時イチモトも猶豫ヨウウすべからばとて聽スルに然らば今より直マサニ手元役前田孫右衛門方ミ赴き事情ジシヨウを論ト猶豫ヨウウを乞マサニべきハシマツよ依り予ミの此家ミ歸マサニり來ると待つべしと請ひたきハシマツども官吏尚肯マサニせば予ミハ乃ち斷然去マサニて直マサニ前田氏ミ至り政府近日の舉措疑ハシマツふ可マサニきこと甚シテ多ハシマツ一國論

已ミ變ハシマツトて屢々ハシマツ正義マサニ士ヒトを捕縛マサニくるが如きハシマツ何事ハシマツぞや斯ミの如くんハシマツ正道終マサニに地ヒト掃マサニひ人心萎靡マサニして復ハシマツ振マサニ可マサニらざるハシマツ至マサニるべきを論ト依て入江ミの投獄マサニを免マサニぜられんことを請ひ論談數刻ハシマツ涉マサニる然れども前田ミ一旦發令マサニこト事ハシマツされば今直マサニ獨斷マサニと以て此命メイを猶豫ヨウウをること能ハシマツ明日政務座マサニ到マサニり是非曲直ハシマツを論ト免罪マサニの事を取計マサニへしとハ答マサニへり是ミ於て予ミの議ヒトコトをハシマツ所ハシマツ到底行マサニきマサニるを以て前田ミ去マサニ再び入江ミ赴マサニ一ヒ時ハシマツ已ミ夜半ハシマツ過ぎたり仍て別ハシマツ入江ミ告マサニ家眷ヒトコト慰藉マサニして家ミ歸マサニき入江ミ遂マサニ獄マサニ下マサニされそり明年三月ミ至マサニ江野村兄弟ヒトコトハ赦マサニ遭ハシマツひ家ミ歸マサニき

入江ハ元治元年京師の一舉鷹司殿邸ニ至リ久阪寺島と訣別し後事の託を受け諸士を率ひ敵の重圍を突貫し將より出でんとするとき重創を負ひて死せり年二十七

是より先き薩藩ニ在てハ夙ニ天下の形勢ニ注目し兵制を改革し西洋の銃陣を採用し將より大ニ進んで爲を所あらんとするの勢ふりける。惜哉其藩主齊彬公薨する。及び藩論一變して頗る却歩の状ありと聞え。萬延元年庚申三月櫻田の事ありてより天下騒然たり。予ハ是より於て薩州の國論を諦知するの必要あるを感トたり。元來薩州と長州とは所謂兩敬の間ヨリて毎年七月國老より書を薩藩ニ送るの例

あり、是歲七月予ハ其書を持て鹿兒島ニ赴き此機を以て薩藩ハ如何ニ時勢ニ注目するや如何ニ藩論を一定するやを探らんと欲し其國境ニ入りて實況を見きば他藩人の出入動靜を視察すること甚ざ、嚴よして一郷毎ニ護衛の士ありて予輩を遇する恰も罪囚を護送する異ふらば異かる所ハ只網乗物を用ひざる一事あるのみ加ふる方言互に相通せば幾ど殊域ニ於くる。如くありけりば遂ニ其要領を得じ數日にして國ニ歸りたり。

文久元年辛酉十一月予ハ九州地方各藩の情勢を探り殊ニ豊後岡藩の小河彌右衛門敏一ハ嘗て勤王の名あるを以て面議せんと欲し時山直八と俱ニ途小

上る

時山名ハ直養、梅南と號を松陰先生の門下モ一て剛直の名あり是歲江戸在藩モテ予及び杉山モ贈る書簡數通あり左モ其一二を掲ぐ以て其人ト爲りを見るモ足るべし

四月予モ贈りたる書簡

書面二句讀訓點ヲ下シタルハ讀ムニ易カラシメンガ為メナリ以下皆之ニ倣フ

三月廿日ノ御投書忝拜見仕候、愈御清祥被為在の旨、奉欣賀候、次モ弟無事罷在候間、此段御放慮可被下候。○城中近頃大歎息々々々、寒綠生ヘモ申越候歟、大急務ハ當秋御參府論モ御坐候、一昨々年も、論而已モテ、策モ無之故、當秋ハ何卒同志中ヘ御計被成候て、是非共御防ぎの段肝要モ御坐候。○僕歸國

の事モ就ても不容易老兄の御周旋奉多謝候、實ハ來年迄ハ居る積に御座候ヘ共、折角兄の御心事を被盡候事故、一先歸國可仕候、就てハ決て代り登ての上モテの事と存候、八九月頃モ相成可申、何卒御周旋偏モ奉願候。○當今之勢モテハ、中々家事位ハ打捨、茲元ヘ尻をすゑ、天下の大周旋せねば有志と不被申候、僕も近頃眞モ天下を憂候心モ相成、桂の處迄此中上書致置候、追て御國へ参り可申候。○薩摩知己十人計出來、節々相會候、土州水戸會津杯も第々會候、肥後ヘ手を下し不申、當節も肥後藩ハ有志の者不居合と申事より、當節も坐して諸藩の形勢分明モ相成申候。○松助ヘ護國論差贈吳侯様

頼置候間、被仰合御周旋、尚村田清風翁の書も御周
旋奉願候、委細ハ寒緑生迄申述候。○此間會津有名
の槍者崎西某試合致候、強ての槍者よりも無之候、
尤地合ハ丈夫ニ御坐候、僕も槍ハ中々氣々掛けて
誓古ハ致シ不申、唯人ニ會する手楯とする而已。○
近頃無事、尤形勢日々切迫、苦心罷在候、頓首。

四月廿九日夜

梅南生

千束老兄足下

千束ハ予ガ別稱ふり

同時ニ杉山ニ贈りくる書簡

三月十五日の御投書、細々敷被仰下、忝拜見仕候愈
以御清祥奉欣賀候、次僕無事罷在候、此段御放慮可
被下候。○子遠江九入の字歸り候て、形勢都合分明ニ御

聞取之趣。○當今急務ハ當秋御參府ニ御坐候、兄等
も御疎ハ素より無之と存候へ共、中々以尋常の周
旋にて不被防候間、重きを荷ひ候て幾重も御周旋
奉願候、實ニ當秋御參府有之候てハ、堂々くる江家
の御面目、天下後世如何可有之哉と苦心仕候、其上
對州へハ「シヤ來泊」の由、左候へバ、御國元へ何時
渡來も難計、其上對州と御國とも、纔ニ一葦水を隔
る而已、殊ニ馬關の掛念も有之事にて、克々御考合
可被下候、當春之處御延引ニ相成候ても、大ニ有志
の者の名望を得候事故是非共御延引不被為在而
も不相濟事と奉存候、先達て僕も上書を調へ、差出
置候、久阪ハ預ニ上書致申候、當節ハ國政府ニ可有

之候、獄へ被投候を任ト居申候。○水藩正論家大苦心の由、毎々承候、孰も正々奸う倒き候事より立至り可レ申と存候。○藤森翁の事、被仰下、早速久阪と申合置候、久阪より前田へ周旋を促申候由、兄等も子遠等被仰合、今一應妙策是祈る。○月性の護國論三四部御面倒ふぐら御贈りの程奉希候、他藩有志へ差贈度候、御國中の美事ハ、逐一示一度と存候間、千束と被仰合御願仕候、うして梅翁前田孫古衛門又村田翁の筆ハ無之哉御聞合、頃戴可相成儀候も御周旋御願仕候、是ハ諸藩より望を請け候事より御坐候、隨分城中より持合居候ものも可有之と存候、是又御周旋先師の分ハ久阪澤山所持故、追々乞ひ候者より

贈り申候。○佐々木も毎々會申候。○城中の事情、近頃聞毎々大歎息々々々。○僕歸國の事より就てハ、不容易御周旋被下候由、奉多謝候、僕も一兩年居り度と存候へ共、兄等の御親切故、一ト先歸り可申候、當秋又ふらねを決して歸る事ハ六ヶ敷と存候、麻生の邸又ハ杜鵑多き故、一聲を聞毎々不堪感慨候。○御盛より御會談有之由、奉欣慕候、餘ハ後鴻申縮候、其中暑き御用心是祈、頤首拜。

四月廿九日夜

寒緑老兄足下

八月予より送りくる書簡

秋氣相催候處、先以御清祥被成御處勤候旨、欣然不

過之候、次小生無事罷居、赤面の至ヨ奉存候、扱先便
よ村田翁の書御贈被下シテ、忝奉多謝候、早速會津藩秋
月悌二郎と申者へ差遣申候、此悌次郎も當節會津
邸の文學教諭方を勤候仁也、彼邸モテも人物ヒトモノにて
御座候、先年御國元へ來り候人也、秋月も殊の外歡
居候、決て老兄の御秘藏ミツザンはなし置シテ候分共よて
ハ無之哉と察居候、○小肉翁オカミウラ馬之介マジイチヤも過る五日立
小て歸國、中々賴母敷人物カイモクヒトモノも御坐候、爰元よてハ正
論と申にも此肉翁一人也、小生も五日よハ鮫津と
申處迄送りて參り、色々の奇談有之候、實以此翁も
賴主に相成人物カイモクヒトモノも候間、委細爰元形勢、歸國の上も
梅翁達へ漸相成可申、御參府論の不同意も唯此翁

計也、大肉大夫オカミウラ前過アヘン戸過アヘンる九日出立アヘンは御坐候、大夫も
餘程人物カイモクヒトモノもふられ候様子、長印ロウイン雅樂エイガク井イも先日出立よ
て歸國、御周旋事も相運び候様子、此儀シキも就てハ小
生一向議論無之候、議論ふきよも無之候へ共、千變
萬化、申とても行ふべき人物無之故、詮方ふき次第
よて無口よ相成候、小生も浩然の氣を受け候て生
き候事故、各々の氣質を以、御奉公するがよし、いづ
れ棺桶へ足を入れ、迄よハ天地よ不恥事も出來
可申候、其中頓死ドンシをすきバ、夫迄の事也、文學勉強す
るが先づ宜しく候、所詮前後を不顧論を發し、跡よ
てへ込み入ることも有之、是等智識の不足と存候
故、孔孟の力を借るが急務ふり、然一此儀シキハ小生の

事かり老兄等へ夫も不及候、さて穢土々々申も
長き事にて形勢を書記をるも、赤面の至りに御坐
候、御殿山へ英夷五六萬坪の旅館を築き、御陣ヶ原
へも耶蘿寺を立る風聞、七轉八倒大狼狽、夫は長州
よへ、人才揃故、御參府杯と申説、實は合點不致候、廟
堂の議論通りよ、一國一家の事を周旋する節にて
ハ無之、神州回復する周旋ハ急務ふきども、どうも、
アこよえ、をうしき事も有之、あいまいどもよてハ
無之哉、此度の御周旋も真よ被行候節ハ、防長の光
り共相成可申ふれども、どうもをうし、航海々々と
申て、何分船へ乗る事が出來ても、茲よてハ戦を以
て航海せねぞして益ふし、和を以てするときハ、手

が伸て氣魄の伸る事を何年待てもふき事也、老兄
等如何の高論承度候、○小生も當六月頃より、空談
よて槍も打捨、何の目途も無之恥入申候、色々申上
度事も有之候へ共、後鴻相縮候、時下御用心専一
奉存候、頗首

八月十四日夜

千束老兄

梅南生

尚々、明晚ハ十五夜ふきども、武藏野も荒野よ相成
事故、高吟も出來申間敷候、
時山ハ後奇兵隊の軍監たり維新の初越後口よ向
ひ長岡兵と小千谷の朝日山よ戰ひ率先奮闘終よ
敵丸よ中りて斃る時年三十一

既に岡藩の領地より至りバ是を亦警戒甚ざ嚴よりて
予輩の城下に入るを許さば乃ち文武修行生と稱し
僅々旅宿より就きたきゞも小河の會をることを得ざ
るのみからば反て予輩を捕縛せんとするの勢ある
を以て意を果さぞして鶴崎より出で乗船せしよ風逆
小一にて船進まじ遂に中途より上陸して轎子を雇ひ
陸路を経て歸る。此行別府より於て島惟精と遇へり
惟精ハ聖堂の諸生ふり當時予の姓名を變じて萩原
鹿之助と稱を其後惟精も文學修行として萩より來り
予を尋ねるよ萩原某を以てせしより更に知る者ふ
甚ざ之を怪みこりと維新後面會の時互に此事を語
り一笑しきり、小河島の兩人ハ維新の後職を牧民より

奉ト共に治績あり而して今ハ皆已ニ亡せり
是年十二月野村和作が江戸より送りくる手簡あり
粗當時の情勢を知るべし其文左の如く

二三日跡御手紙落掌奉披見候先御安康被為在候
由珍賀不斜奉存候如貴命僕事も無異有備館所勤
仕候過る十五日有備館御算用方入込乍失敬此段御安慮可被下候
叔留守愚兄事も御地岸見被差出舉家可引越候様
子先達て到來有之且御書翰の趣より彌引越候由
被仰越安心仕候松介も兵庫行の由御朋友中寂寥
の御状態奉想像候御尤の御事と奉存候爰元高杉
君も正月三日比發足みて長崎へ被罷越夫より支
那へ渡海被為在候御沙汰相成候桂其外直八利助

利助ハ即ち俊助の博文の通稱、づきも無事、直ハた急速遊歴發足の處、何角今迄内密の御用有之、來正月上旬ヨハ是非發足の積りの由申居候、何分當地も格別の事も無之、公武御周旋も其後何くる事も無之様子の處、遽々若殿様少將御昇進被為在、素より公儀の策小て、是御方よりも一文も御手入も無之様子ふり、夫故頭下ろしの譯で、御周旋も何も打止めよ相成居候由、元來の根本一定無之事、廟堂所業互に譲り合の事、御推慮可被成候、扱又幕ハ矢張跋扈過る廿五日、東禪寺義士三人を誅ハ無宿の譯で、骨原へまろがハてあり候、早速埋骨の手段心配仕り居候實以不憫ふおせかり

一愚兄親迎の事、略承り候處、如何相成候哉、留守狀とても著府後壹通も不來、懸念此事より御坐候、幸便も候ハシ、其段被仰越、且貴兄よりも御往復偏ハシ奉希上候、其他申度事も澤山有之候へ共、今日ハ歲暮且昨日御用所衆拜領物有之衆へ、御祝マ麻布へ參り候て、則飛脚の事承り、直様認候故、亂筆難解候、御推讀萬々是祈

十二月廿八日

和作

小輔様ハ予ハ當時の通稱ふり

文久二年壬戌二月日忘松浦松洞來訪ハ、
松洞通稱を龜太郎無窮と號ハ松本村一商家の子
ふり幼より學を好み松下塾ヨハ入る又畫を善くハ

文久三年久阪等と京師より感憤の餘遂に屠腹
して死を年二十一

松下塾生が十六日を以て觀梅會を催すことを通知
して臨會を促す。蓋し是時島津泉州將より三月五
日を期して上京あるべくとの報を接し有志の輩へ之
れは會同せん事を企てたきども當時政府の議論前
年の如くからだ隨て塾生の舉動も漸く政府の為よ
注目せらるゝ所とありたるが故に此間の事の如き
も公然の集會を催す能をざるを以て名を觀梅と假
托してゐるふり、時に予を感冒より罹りて病氣は在るを
以て此會は立ちむことを得ざりしと雖も其事情ハ報
告よりて之を詳々せり

觀梅會又於てハ論議已よ一決し長藩有志の士ハ愈
尊攘の事を決行せんが爲めに島津泉州より京師より會
合して大に成ることあらんと締結しより二月廿
三日手元役北條瀬兵衛後ち伊勢と改む急用あり江戸より
赴くべきの命内りて予ハ其隨行を命ぜらきとり久
阪其他の諸子ハ手を拍て喜びて曰く是を好機あり
君宜しく東行して江戸の同志を募り京師より相ひ應
する事を周旋すべし、予答へて曰く是を予が獨力能
く辨ざる所より非を予を寧ろ此東行を辭し足下等と
共ふ上京すべし、久阪肯んぜばして曰く否々此事情
ハ誰よりも同志の内一人關東より赴き通報をべき事
柄ふるに君が公然東行を命ぜらきことを好機會よ

して實は大幸より是非共に是を勉むべしと、於是乎遂は東行を決し北條と與ひ發せり。當時政府の方針は勤王より外ふらばと雖も唯勤王ハ爲さざるべからばと云ふ止まり其施爲の如何までを復く昔日の如き勇斷かし松下塾生が政府の注目する所となるも即ち其故あり。已ニ大阪至キバ時論激烈にして大阪留守居宍戸九郎兵衛後ち左馬之助其他の諸士も皆幕府が擅み外國と條約を結びとの専横として其罪實も大なるを論ドテ意氣太ご激昂せり。京師も亦諸藩の有志者の集合をありて大阪と其論を同くし事機正に危急迫るの勢あり、三月十一日予ハ北條と與ひ京師を發して東下し濱松驛まで長井雅

樂が江戸より京に入るに逢へり、長井ハ公武一和の論者かり嚮は坂下門一舉より列りたる内田萬之助と云へる者ガ桂小五郎戸孝允後ち木又倚頼して我櫻田邸より情を陳して遂に割腹せし始末は關連し屢々閣老よ面謁しことより漸く幕閣の間よ知られ尋て説を閣老よ容きて其採納をる所とふり公武合體の事よ周旋し此度ハ京師より出で公卿よ遊説せんが爲よ其途に上くる者ふり、之よ依て長井を長藩若年寄の格を以て二本道具、釣具足の行裝を爲し氣勢甚ぞ盛なり、依て北條を迎て之よ應接せり、其隨行ハ時山直八尾寺新之允と云蓋し桂小五郎江戸小在り思ふ所ありて殊よ隨行せしめくる者歟。予ハ時山よ面し其説

を叩くに時山ハ長井の説と自説とを合せて予の説
て曰く天下の大事を少數志士の能く處辨一得べき
所ヨ非を今の時ヨ當てハ宜一く防長二州の士氣を
一致ト大ヨ公武一和の周旋を為モベ一予曰く君公
即ち先公忠正公より以下君公と稱モるもの皆同ト公武合體の論を以て天下
の為めよ盡力あらせらるゝ目的も然るべき事ふ
きとも今日の勢只公武一和をしてハ遂ヨ朝
廷の御主意を輕んぞるよ至るベ一斯の如くして已
まざるときハ我藩が遂ヨ佐幕の一邊に陥いらんも
亦測り難一且我藩論の日ヨ萎靡振ざること今日
の如くからバ勤王の事ハ地を掃ふヨ至らんや必せ
り依て松下塾生久阪を始め數十人ハ島津と事を俱

よせんが爲ヨ三月五日を期一て藩地を脱走一事が
らざれば王事ヨ斃きて止むの心を決し僕ハ江戸ヨ
著するの後同志の士と相謀りて後舉を圖ヨ大ヨ天
下の爲よ盡を所あらんとに今日に於て豈徒ヨ公武
合體論を唱へ時機を失ひ勤王の大義を誤ることあ
るべけんやと切ヨ其不可ふるを論ドコリ然るヨ時
山ハ何故ふるク固く前説を主張一て止まに遂ヨ長
井ヨ告げ使を發一久阪其他亡命の志士を途ヨ要一
て其上京を止むベーと迄ヨ言ひ及び痛論夜半ヨ至
るも予ダ説ヨ服せば予ハ遂ヨ意を決一斷然之ヨ告
げて曰く君若一長井ヨ告ぐるヨ我黨の事を以てせ
バ我黨志士が是迄の計畫ハ直ヨ敗を復々爲モベ

らざる小至らん果して然らずを予て一言の以て同志
よ答ふる所ふれ止むを得ざんば此より君と耦刺し
て共よ斃るゝの一事あるのみ時山を之を聽き然ら
ば余も亦一言を發せざるべしと誓ひて別きより
三月廿三日江戸麻布よ著し翌日櫻田の藩邸よ至り
桂小五郎よ面會し萩城の事情を詳陳したるよ桂曰
く幕府の事情并よ長井上京の事を聞きしや、予曰く
概略了承せり、桂曰く松下塾の論恐くハ行ひ難から
ん予曰く久阪其他の志士ハ既よ萩城を脱し頃日京
阪の間々奔走し泉州の一行と俱よ天下の為よ盡力
する所あらんとぞ、桂曰く尊攘の義を唱へ王事よ盡
きの主意萩城と江戸との議論若し齟齬する事あら

バ公武合體の御主意も貫徹し難し且や久阪等亡命
後現よ如何ふる状況よ遭會せる乎を知らば此際萬
一縛よ就き國法よ處せらるゝありて甚遺憾ふり
依て野村和作を京師よ遣し關東の事情をも彼等よ
通報し京阪の情況如何をも我輩よ通知せしめん
が爲めよ今より政府よ論をべし。幾日ふらばして果
て野村よ上京の命あり、予ハ因て野村よ問ふよ其
持論のある所を以てしたるよ、野村ハ只義の重きよ
是き從そんのみと答へしり、予曰く可なり抑、予輩の
論旨ハ藩地よ在て行なれざる故に今や島津を助
けて以て大事を行なんとぞ然るよ長井ヶ如きよ至
てそ才辯を以て言論を文飾し巧よ一時を彌縫すと

雖も其精神は至てハ自うら別ニ在るありて予輩が取らざる所ふり足下今義の重きよ從もんと明言を予復ニ顧慮する所ふーと
長井を意氣揚々として京師ニ赴き其建議を提出せしに公卿の間或も之ニ同意する者ありと雖も諸藩有志の士ハ多く之ニ反対し遂ニ採納せらきばにて潜ニ木曾路を經て江戸ニ還る。是時ニ當り我ニ兩公ハ兩公とハ君公と世子君とを併稱するものニ係る以下同ハ宜しく上京して以が當今ニ時勢世子君元徳公今從一位ハ定まりけれど北條ハ俄ニ發足して京師ニ返るを以て予も亦隨行せり

四月ニ至リ伊藤俊助より左の書翰を送きり仍て當時江戸の形況及び世子君ハ本月十三日を以て出發あり一を知き又其文左の如ク

老兄御歸後江城の風光別段相變り候事も無御坐候へ共彼の老姦極賊過る十日終ニ左遷せられ爲天下萬民可賀也最右ニ付君上より被仰立極賊在勤ニテハ人心不服加之建白の主意不相立事ニ付若左遷の策不行時も御周旋もかき以前と申位ニ付仰立候處就中此事ハ逆も不行事故、いう様處彼の老姦役宅ニテ米夷應接いこし其節他の閣老申合即座ニ一決致し終ニ右の策に相決申候由

○追々旗下の士其外幕吏人材の御撰擧も内々被仰立候由よも、竊々相窺居候處、此事ハ確と取留不申故、他言御無用よ可被下候、只今の都合よ御坐候へば、當地の模様ハ隨分面白參り可申處、唯々關西の風景如何と而已、焦心勞思の事よ御坐候、追々京師より罷下り候人も有之、間々事情承り候得共、是以事實相分り兼、夫とても直々駆出し候譯も參不申、尚又世嗣君様昨日御發輿、御歸路京城御立寄有之候由、大よ妙と奉存候、佐々木男也君も今日俄よ一決いこし、上京論よ相成、只今より發足也、書外付後便可申候、幸便も候ハシ、關西の風光御申越、申上候も疎々御坐候へ共、御周旋御盡力、報國の御忠

勤肝要奉存也。

舜拜具

四月十四日申時

時山老兄

山縣老兄

京攝の間よハ諸藩有志の士多く集合にて専ら尊攘の説を唱へ事を擧ぐる朝夕よ迫るの勢あり、獨り九條關白を關東の意を承け退守苟且の論を立て暗々有志者の進取を阻遏し其言ふ所ハ頗る廷議を左右するの傾向あるを以て志士ハ憤怒の餘遂々之を狙撃せんと企て、其同意者よハ薩々橋口柴山等あり長々久阪入江等の諸士あり其他各藩有志の意氣相投する者凡そ數百人日を期して事を發せんとい。

予が京師より著るや直に萩に歸るべきの命がありたれども同志より予が暫時滞京の事を申立て幸に聽さきて留まることを得たり。初め予輩ハ島津泉州を以て盟主と爲り天下の大事を行ひんと陸續京師より指を屈して其期を待ちくる。此頃より泉州の舉動を察する。専ら公武合體のことを主張し稍因循よ流るゝの狀あり。現に西郷吉之助後ち大島三右衛門の如き始め私より有志の士と事を謀りくるの故を以て大島より流されしを赦されて泉州より從ひ上京せり然るよ途次俄より兵庫より逐還されり。大久保市藏利通も亦西郷と志を與へたまども西郷の説く所とふり忍びて京師より止まれりと云ふ。此等の

勤肝要奉存也。

四月十四日申時

時山老兄 拜具

京攝の間より諸藩有志の士多く集合して専ら尊攘の説を唱へ事を擧ぐる朝夕よ迫るの勢あり。獨り九條關白を關東の意を受け退守苟且の論を立て暗に有志者の進取を阻遏し其言ふ所ハ頗る廷議を左右するの傾向あるを以て志士ハ憤怒の餘遂に之を狙撃せんと企てより其同意者ハ薩摩橋口柴山等あり長々久阪入江等の諸士あり其他各藩有志の意氣相投する者凡そ數百人日を期して事を發せんとす。

予ダ京師ニ著モリヤ直ニ萩ニ歸るべきの命仰りた
れども同志より予ダ暫時滯京の事を申立て幸ニ聽
さきて留まることを得たり。初め予輩ハ島津泉州を
以て盟主と爲リ天下の大事を行はんと一陸續京師
ニ來り指を屈して其期を待ちくる。此頃ニ至り泉
州の舉動を察する。専ら公武合體のことを主張。稍
因循ニ流るゝの狀あり。現ニ西郷吉之助後時大島三隆、此稱衛門との如き始め私ニ有志の士と事を謀りくるの
故を以て大島ニ流さき一ヶ赦され泉州ニ從ひ上
京せり然る途次俄ニ兵庫より逐還され。久
保市藏利通も亦西郷ニ志を與へたきども西郷の
説く所とふり忍びて京師ニ止まれりと云ふ。此等の

事情を以て之を見る。泉州ハ復ニ予輩の豫期ノ
大望ニ副セざるニ似たり。果せる哉九條狙撃の謀
何人か之を泉州ニ密告。けん泉州ハ其部下の
士を遣シ薩の志士の伏見の寺田屋ニ駐まれる輩
ニ向て其事の非ふるを説諭せしむるの末遂ニ及傷
ニ及び橋口柴山其他數人ハ之と相鬪て其場ニ斃キ
コリ。於是ニ一月十六日の論議も徒爲ニ屬。狙撃論
も亦水泡トハ成り。是よりて天下有志の士ハ
大ニ島津泉州の心事を疑ひて為ニ薩長軌轡の端緒
を開き。是より先き。勅あり老中久世大和守を京師ニ召す
未だ至らば。朝廷更に大原三位を以て。勅使と為

一東下せしむ而して泉州ハ之ニ附屬せり是ニ於て
予ハ入江杉山及び堀眞五郎、大賀幾助號大眉和歌と
善くを姓名を變じて三位の青侍とふり隨行東下し大ニ謀
る所あらんとへたり、薩人ハ之を聞き亦同く隨行を
る事ニ決しけまば予等以爲らく議論相容きざる者
よして同く隨行せんよハ啻小其詮かきのみからば
反て軋轢の恐きあれば寧ろ隨行せざるゝ若クばと
遂ニ政府ニ稟して其隨行を中止へこり於是益、薩長
の費隙を生ぜり。會壬戌七月既望予ハ入江等諸有志
と共に三本木の水樓ニ登り月光の皎潔ふるを觀て
世態の變遷を歎ト酒間頻りニ國事を談ぞ八月ニ至
り予ハ政府の命を承けて歸國せしよ入江も尋で又

歸國せり

十一月杉山が京都ニ在て江戸の情況を報トする書
簡あり左の如く

追々得幸便時勢報知仕候處決て相達候半江州一
件附虛談俊助風説書あり此度差送り不申且中川候一件も彼藩大
屈服大奮發全知見相開け不申處より右様の次第
ニ立至り候様相見え何分可憐事也越前侯不快俗
議紛興の事も其後又々到來有之實ニ案念存居候
處先日勅使三條殿より密ニ到來有之勅使ニ
も右等の事小て大ニ案念被爲在候處豈料越侯俄
ニ御快起ニ相成品川迄御迎駕ニ相成其餘老中尚
若君ニモ同處迄御迎被爲在例も少かき御盛事ニ

て御坐候由將軍家々を麻疹病にて引籠、攘夷の義奉否如何相決候哉、唯々此奉否相決候上よりて、天下の俗議因循も相止ミ可申、此事尤急要務小て、志士の渴望ニ御坐候、此方よりも佐久間君三條家へ入込、松島君、姉小路殿へ入込相成候由、何卒々々神州浮沈、國家安危、此舉ニ有之處よりて、皆々案念罷在申候、然レ此度ハ右様の次第よりて、幕ニも餘程尊奉の誠意も御坐候半、何も後鴻真偽を可申達候、右ニ付京師親兵を置き、尚海岸守衛の事、政議も追々有之様子、藝侯、阿侯、備前侯、追々參京、先づ此節の勢は十てハ京都盛興ニ相向ひ候模様よりて、當夏以來とハ餘程愁眉を開き申候、唯穢土俗議凡論等ハ少々暴

文發ニテ驅除不致てハ、思の儘ニ行毛キ申間敷勢も御坐候、追々申上候通、廷議ハ所詮弱ニ失し候憂ニテ候、唯々青門様青蓮院宮餘程の御聰明、且御仁恵の程追々傳承仕候、益御蓄髪等も往々相論候處ニ御坐候、其餘の件々、先條相述置候て、未だ達否不相知候へ共、御入掌の上ハ、明白ニ御坐候半、其耳拋筆頓首、

十一月十一日夜認

寒緑拜

二白、和作も快起ニ相成此度英太郎吉田檢呂尚肥後有志一人同伴ニテ、俄ニ肥後罷下り申候、右ハ肥後國俗論一件ニ付先日蕭海土屋之介下向等の事ニテ、彼方有志歎願の筋有之、中山殿の旨を以て、彈正太

夫益田彈正後右衛門介書翰持下り申候、何を越中守様御上京より相成候半、右より付有志輩豫參の事、我藩より申越候、こきも正義より相成候へば、九州ハ大概一新の風より相向ひ申候半、松陰先生建墓一件、尚遺續の事も有之由、建墓ハ吉田玄蕃船翁建墓の事より付、先生の同様周旋仕候由、遺續の事も、當時庶子ハ杉君嫡子との事にて、是ハ杉氏の子を取り、吉田氏を繼ぎ候事、何を公義より可有之様相考申候、和作英太郎歸京の砌ハ、何を一寸ふりとも、萩表立歸可申候、餘ハ後便可申上候、頓首、

千束大兄凡下

文久三年癸亥、二月予復入江と俱より京師より入る時

よ諸藩士の京師より會をるもの概ね尊攘を主張をれども論議紛々未だ一定をまる所あらび偶浪士等ハ等持院より足利尊氏以下三代の木像の首を斬り之を三條河原より梶原其罪惡を數て誅戮を加ふるの文と掲げゝるより會ふ然るより其浪士等ハ捕らきて獄より下さる、予ハ之を聞き入江及び土州の吉村寅太郎と左の建言書を草し吉村と與り會藩野村佐兵衛と云へる者より黒谷の寓より面し天下の大勢を陳辨し論議數時より涉りて乃ち其書を渡し

乍恐奉歎願候、先般等持院足利氏木像、梶首仕候浪士の者共、被召捕入牢仕候段承り及候、全體右の者共、盡身報國の為より滯京仕攘夷の期限を待兼、一時

も偷安をべうらざるゝ付、勇憤の餘り、足利氏逆賊を相惡み、名分と明よ仕度所存より起り候儀よて聊も私心を抱候儀ふハ無之と愚察仕候、何卒大赦被仰出候様、伏而奉願上候、若一位官の者、斬首仕候て

朝廷を輕蔑仕候儀よ相當り大赦難被為行候ひ、已よ昨年奉蒙大赦候者の内よ井伊掃部頭を打取候者も有之戴位官掃部頭を打取候者ハ

朝廷輕蔑の心地毛頭無之、皆誠忠の者よて、全く掃部頭の大逆を惡く、國家の御為よ仕候儀御坐候よ付、朝廷よ於て、深く高大の御仁恕被為在、大赦被行候御儀と奉存候、此度浪士の者共、只管足利氏の大

逆を相正候より起候儀よ付、掃部頭を打取も同様と奉存候、我々共奉愚考候よハ名分明ふる御時節よ付、如何かる戴位官候者よても、罪惡有之候者ハ貶黙被

仰出、無官の者よても忠勤盡一候者ハ褒賞被為行度奉存候、無左候ハド、戴位官候者ハ惡事致一勝よ相成、無官の者ハ忠勤を盡一候者も、戴位官候罪惡者よ劣り候様成行可申と奉存候、楠中將の忠義貫日月、其遺徳今日よ至りても、仰ぎ慕ざるものハ無之候よ付、萬世の龜鑑よ被為遊嘉永中和氣清麻呂へ護王大明神を被為贈候例を以て出等の御贈官被仰出候様仕度奉存候、足利義滿殿、恐多くも

太上天皇と僭稱し、鹿苑寺に位牌有之候、實は大逆無道一日も不可容天地候付、僭稱の位牌御引上封爵被為削、亂臣賊子を懲め、忠臣孝子を勧め、聖朝高大の御教道被為行候へ、天下有志の者不堪感激奮興之至奉存候、神州の御威光海外も耀き可申候、已夷艦横濱へ闌入仕、攝海へ相迫り候も難計、一日も早く掃攘仕候秋當り、入牢仕日月相送り、報國の志も空敷相成候て、為彼等幾重ふも歎う敷奉存候付、何卒、高大的御仁恕を以、早々大赦被仰出候様伏て奉冀上候、恐惶恐懼頓首

長州書生

並ま附五井より奉題未外上長州書生

不文の國論の正義をでもさへ山縣小輔
是時又附士友但萼工尊那土州書生
吉村寅太郎
是時又當り徳川將軍家茂京師に在り而して攘夷期限の勅諭の將は下らんとするの説あり已よて中山侍従忠の事小關一在京の有志大は顧慮する所らを予よ命じて國に歸り詳細に上國の形勢と中山の事件とを報告せしむ、是より先き高杉晋作は江戸藩邸を脱走し久阪伊藤井上聞多、今の馨其他有志の士を謀り御殿山の英國公使館を襲ひ而して今春を以て京師に來る、三月十一日攘夷祈願の為め加茂社の行幸あるよ會ひ予へ高杉と與よ之を拜觀せり、十五

日高杉ハ時勢ニ感モる所あり憤懣の餘、斷然野村和作をして己きヘ髪を剃セしめ入道して東行と號セ。予ニ後ル、太と數日亦京を發して歸國セリ。予ハ熟天下の形勢を察するに諸藩有志の士を尊攘の大義名分を論ト公武の間ニ周旋し、勅意を貫徹せんことを勉むるが如しと雖も言行をきざるの時ニ臨み寧ろ幕府ニ向てハその憎惡ニ觸キ逆境ニ立つの場合ニ陥るとも尊攘の實を擧くるを以て其任ふりとするの精神ニ至テハ未だ其十分の決心あらざるに似たり獨我藩ニ於テハ兩公を勿論政府を始め防長二州の士民ニ誓て尊攘ニ從事せんとて確乎不拔の國論已ニ定まりこきば此際宜しく近隣諸藩

と合從モるの策を立て先づ藝備因豫土州等を説き其國論を鞏固シ相率て俱ニ逆境ニ入り死地ニ陥リ不撓不屈の精神を以て事を擧ぐるニ第一の良策ふき天下の大勢ハ已ニ正しく此の如くふるニ各藩の状況ニ徒ラニ少數の志士あるニ止まり未だ藩論の一定を有を聞くに故ニ各藩ニ游説して以て事を謀るの時機ふりとほ然きども各藩ニして到底此策を決行し能をざるときハ今日坐視をべきの秋ニ非ざれば假令防長孤立して援助ふく十分の成功を奏するニ足らざるも二州を以て尊攘の犠牲とふし天下ニ率先して事を擧ぐべきのみと、乃ち其情況を詳々小し之を政府ニ陳述しそるニ有司も亦此説を

是かりとく君公も遂に之を採用せらき直に政府より
命と建議書此書の草稿今紛失して見えばを草せしめ予をして之
を持って京師に入らむ。予は四月十三日京に達し
在京の政務役麻田公輔は面して事情を具へ齋を所
の書を呈し君公の命を傳へり。此時京師には諸有
志集りて公卿より屢々攘夷の詔の下らんことを
促し若し四月十五日までよ詔下らざるよ於て
ハ諸藩慷慨の士も直に横濱よ出で夷館を焼拂もん
と言ふよ至きり。予ハ久阪よ面し上京の趣旨を告げ
るよ志士の氣勢ハ正しく斯の如くふるを以て久
阪ハ此策を以て遲緩の議ふりとして之を排斥し
り、獨り入江吉田等の諸士ハ大よ予よ同意せしも遂

よ行たるゝことを得ざり。

斯くて四月十六日よ至りて攘夷の詔果して下る
久阪を始めとす。予輩同志の士ハ皆隊伍を組み紀律
を嚴小し束裝して京師を發し大阪よ至り飛船の順
序を立て直す解纜し海上數日を経て期の如く防州
富海出港を飛船をよ著し軍議を盡しより予ハ此議
に由りて直す富海より萩よ赴き政府よ稟するよ當
時西之濱西之濱ハ萩城西の海岸よりの砲臺よ裝置せる二十四
斤砲數門を馬關よ廻送する事を以てし専ら其事を
周旋し且つ高杉よ面して京師の事情を告げくるよ
高杉ハ其急激よ驚きたり而して久阪等ハ馬關よ赴
き本陣を細江光明寺よ設け砲臺を築き傍ら防戦の

準備を爲し、予ハ前事を了りて萩より馬關まで同
志の士と事よ從ひ五月十日初めて和蘭艦の馬關を
通航する者を砲撃せり是を我邦攘夷の第一先著と
以其後佛蘭西軍艦一隻卒然來襲し我砲臺を亂射し
くる。付き我も亦直々之よ應じて砲を發し時々新
小壬戌丸を購入して軍艦よ艤装し世子君ハ馬關まで
之よ乘試みらきんとするよ際、紫の幕ふど張
りこりけれバ佛艦ハ之を目的として發射し、より依
て艦體一二ヶ所ハ砲丸よ傷けらき。

斯の如く已よ攘夷の手始をふしたり然るよ萩城を
長州阿武郡の片隅よ在て地勢狹隘よして氣風も亦
固陋かるを以て素より防長二州の軍事を統轄する

の主地よ適せば且や攘夷を行さんよハ西北海より
も寧ろ南海の方を以て専ら敵よ當るの要衝ふりと
るよ萩城よハ耳目及むべ氣脈通ぜば一て有事
の日よ到り指揮號令よ支障を生ド為よ邊海の警備
も十分の整理を缺き外患切迫の今日藩鎮の重任よ
堪へざるの恐きあり之よ反一て防州山口ハ領内の
中央よ位をるを以て號令四方よ達し易く三面の海
邊を指揮をるよ於て進退動靜其機よ當るの形勝ふ
きバ宜しく居城を此よ築くるべーと政府よ於て評
決し君公よりを五月廿一日を以て之を幕府よ稟申
せらきそり然きども山口城の構造ハ周圍よ濠を鑿
ち僅よ急造築城の結構よ一て世の所謂城郭と稱を

べきものゝ非ざきば官吏の重立たる者のみを移り
之ゝ居らしめ萩城ゝ警衛兵を置きて之を守らし
めこり

我藩が首として攘夷の詔を奉りて其手始をふり
居城を形勝の地ゝ移し専ら勅意を貫徹し天下を
風靡せんことを企圖しゝるや是の如く然るに京師
は在てハ公卿幕府諸侯士大夫の其局は當きる者各
議論を異々し甲へ一意は勅意を實行せざるべ
らばと主張し乙へ言を左右は託し依違優柔以て聰
明を壅蔽し奉らんとに殊々男山行幸の時も親クら
攘夷の節刀を授け玉もんとありしも家茂慶喜一俱
は病と稱して受け奉らば天皇の寵信し玉へる姉

小路少將知の如きも兇徒の為々暗殺せられ加ふる
よ外より一てハ生麥事件の為々英國軍艦ガ兵威を
以て幕府を脅嚇する者ありて事情甚ぞ切迫せり、於
是久阪等ハ以爲らく今や馬關ヨ於て奉勅攘夷の
手始を爲しこる上ハ直々根據ふる京師ヨ赴き諸藩
の有志と同く謀り以て天下の大計を定むること今
日の急務たり然らざれば聖明の勅意恐らくハ貫
徹せばして遂々不測の變状を招き我輩是迄の盡力
も水泡ヨ屬くるよ至るべ一豈ヨ坐して其變を視る
の時ふらんやと乃ち有志相率て六月を以て馬關を
去り京師ヨ赴きこれバ馬關防禦の事等ハ高杉ヨ命
ぜらきた也。仍て高杉ハ建議して防長二州有志の士

を募集し馬關防禦の爲めの一隊を編制し名づけて
奇兵隊と呼び高杉ハ其總督たり
是月予ハ僂麻質斯より起居自由ふらば萩より赴き
て療養し外出するを得ざる者數旬より涉きり、八月より
至り京師より大和行幸御親征の御軍議あらせら
るべき旨仰出されこりしに朝議俄然一變し我藩
の堺町御門警衛を免ド三條中納言其他ハ參内を停
止せられ七卿西下して山口湯田より來きり、幾をくも
ふく馬關出張の戍兵より奇兵隊と撰鋒隊と隙を生
ト紛糾より將より相鬭をんとす、予ハ此報を聞き疾
を力めて之より赴き到きバ則ち己より宮城彦輔割腹の
命下るを聞て爲めよ愀然より途中明木明木ハ萩城
の南ニ里より

の驛名山口街道より於て刀槍を携へ山口政府より逼らん
とくる者數十人の屯集せるを見たり、是を蓋し萩の
士族中専ら頑固かる俗論を唱ふるの輩かきバ此輩
が向後如何なる事變を惹起をべきやも測るべから
ざきバ十分の注意を加へて之を豫防するの必要ふ
ることを高杉より陳告し、松馬關の騷擾の一先鎮定せ
る上へ更に療養を加ふべしとて川棚の温泉より赴け
り、是時政府ハ命を下し奇兵隊をして秋穂より轉陣せ
しめより蓋し其馬關より於てハ再び軋轢を生
むるの恐あるを以てふり、而して高杉より政府より入
用談役となリ河上彌市瀧彌太郎兩人代りて總督と
爲きり、奇兵隊も尋で三田尻より移り十二月再び馬關

は屯し予ハ奇兵隊の軍監は任せられ壇之浦支營を
主どる、幾をくからにて河上ハ澤卿正三位宣嘉と共は
脱走して但馬生野を襲ひ大は事を擧げんとせしも
遂は事成らばして數十人枕を並べて自殺し、こり依
て赤根武人之は代れり

是より先き政府ハ京師の形勢一變し堺町御門の事
あるを以て深く攘夷の大義の貫徹せざるを憂へ奉
勅始末と名づくる一書を裁し十一月初旬井原主
計をして之を齎して上京せしめ執奏を勧修寺家は
依頼し、こり此書ハ我藩國是の概要を陳辯し從來尊
攘の精神を見るは足るものふれば左は其全文を掲
ぐ

奉勅始末
癸丑外夷の事起りしより、戦争は決し和議を斥け
候を以て、度々幕府へ及建言、戊午墨夷の請、閣老を
以て御窺相成り、

勅許無し、列藩へ議下り候、其節も
獻慮遵奉之主意を以て、待夷の良策を被為建度段
建白仕候處、幕政因循終は上已上元の變を釀し候
次第、不忍傍観、家臣重職の者を以て官武間の周旋
を申付、於關東ハ一橋越前の登庸申立候へ共不相
叶、田安上京板倉閣老は擢任と申迄は議定り、一先
朝廷向の御様子御伺仕らせ候處、豈計らんや家臣
の者、愚意を取失ひ、自己の密疏は及候は付、速は嚴

罰を申付奉霽宸疑彌以て周旋盡力候様厚き朝
命を蒙り候は付其節先年來被仰出候勅諭并
御沙汰書よ當り候て御定議の御旨奉窺候ニ事六
箇條の内下田條約通りハ御不本意ながら御許容
被遊候御事歟と御伺申上候處御附紙を以て下田
條約ハ尤不被為好候得共既よ以前於關東為濟候
上言上有之歎き思召候處重て假條約數ヶ條の言
上實よ被驚思召廿六日御劄紙の旨無餘儀被仰
出候儀よて勅許よても無之其後自關東言上の
御約定可有拒絶堅固の御約定は候且又蠻夷追々
驕傲猖獗下田條約頃と同日の論又無之以て之外
の儀剩へ當時下田條約を被定可然とも難被仰

出假條約ハ御破却御拒絕被遊度思召候との御
答被仰下候付御確定の參トシ叡慮始て伺定め彌決心
叡慮貫徹候様盡力可仕と家來どもへも堅く申
聞せ長門守を關東へ差下し右窺濟の外御赦宥一
条遂其節候由よ付此餘の攘夷の大義一途よ周旋
不致てハ事多端よ涉り却て叡旨貫徹の驗相立
間敷と考へ最前窺定め候下田條約假條約とも御
破却御拒絕と申叡慮の所被為向を幕府へ精々
可申解旨書面を以て前關白殿へ家臣差出一言
上仕らせ候處委曲御領承被為成其後言上の趣全
く叡念御符合の段被仰聞候付其段長門守へ申
遣猶又攘夷の儀幕府よ於て彌決定列藩へ布告策

略の次第、拒絶の期限等、衆議可及奏聞旨。勅使を以て、關東へ被仰遣。右同様の御旨、私へも被仰聞。周旋盡忠候様との御内命、正親町三條殿より御書面を以て被仰下候付。長門守事へ於關東微力を竭し、越春嶽土容堂も素より同論同志の上、老練よりも有之、不容易受驅曳。且々も遂其節候て歸京、將軍家よりも長門守へ彌。叡慮遵奉可致との御直答の次第、被及奏聞。叡感の旨、被仰聞候。寃前於關東、將軍家御上洛の儀及建議、御採用相成居候付。右勅命遵奉の上、列藩へ策略見込相認、上洛前述より差出候様との幕令有之候へ共、私父子よ於てハ 叡慮の御深旨ハ戊午年來の御決定よて、戦の勝敗ハ必

を御算定被為在候儀よてハ無之、唯國體の立不立義理の闕不闕とのみよて、聖斷被遊候御事と奉伺、其證ハ戊午三月廿三日閑老へ御渡相成候御沙汰書より、今度の條約逆も御許容難被遊思召候、衆議中自然差縫、彼より及異變候節ハ無是非儀と思召候と有之候へバ、假條約破却と申候事は相決候付。天下一同決戦の心得ハ勿論の事は可有之と御窺申上候處、其節條約破却一決候ハド先達て御内沙汰之通、尤天下一同決戦ハ勿論、就てを防禦速より相整候様被遊度と御附紙を以て被仰聞候。午年よてすら無是非儀と被遊宸斷候御事は御坐候へバ今日よ到り、假令武備不充實共、攘夷之延

引可相成理無之ハ、天下の公論、宸斷の御旨、實天祖より御受傳の、皇國眞武正氣と奉感戴候長門守并家臣共へも、此旨趣重疊申合於關東幕府其外へも伺取の儘を申傳させ候處、勅旨遵奉と申事よ相成、自是ハ自國引受の武備假成よも取整期限決定候ハド、他よ後きを取間敷と、父子申合せ候へ共從朝廷御差留も有之、旁、長門守儀ハ京都へ残置私よ於てハ速よ歸國、國政改革武備假成よも相整候内、將軍家御上洛、列藩集議、將軍家御滯京十日、歸府廿日後ハ必を拒絶と御請の由よも相聞候へ共、彌御決定の儀不相分よ付、當三月十二日、長門守より家臣を學習院へ差出、攘夷拒絶彌御何日頃

又御決定相成候哉と、手扣よして一々御問出仕らせ候處、翌十三日御附札を以て四月中旬決定と被仰聞候段國元へ申越致承知、即時國內よ布令致し、四月中旬迄ハ先づ應接不得己ハ征討、中旬後ハ直様征討と相決、要衝の場所へハ戍兵差出置候、夷舶不來警戒仕置候内、四月廿一日、傳奏坊城家より、外夷拒絶の期限來五月十日御決定相成候間、益軍政相調、醜夷掃攘可有之との御沙汰有之、同月廿三日同家より攘夷期限、五月十日無相違拒絶決定の段、將軍家御請有之由御達相成、右御請書をも被相渡幕府よども攘夷の儀五月十日彌御可及拒絶段御達相成候間、右心得を以、自國海岸防禦筋彌以嚴重

相備襲來の節ハ、掃攘致候様、水野和泉守より達有
之、其以前三月十八日の幕令、攘夷の詔御奉戴
シテ、早早拒絶の應接シ及び、外夷承服不仕候節ハ、
速シ打拂候様シト有之、夫より五十日を隔、五月十
日小てハ談判ハ勿論、策略ハ素より幕府へ御委任
シ候ヘモ、頼シ相立候事故、拒絶期限御布令相成事
シ可有之、況して年來攝海防禦筋苦心致し見候處
明石加田嵯峨關赤馬關の四口ハ攝海の要衝シテ、
殊シ赤馬關も中西國の咽喉シ候ヘバ、拒絶期限以
後、赤馬關出入の夷舶、萬一攝海へ亂入シ往來も難
計、私父子共、年來、叡慮貫徹候様シト、官武間も周
旋致シふぶら、攝海亂入の船を、領内シ於て自儘シ

往來致させ候てハ、朝廷幕府へ奉對、言行相違面
目無シ次第と存込居候付、警戒彌以嚴重シ申付、竟
シ五度馬關の戰爭に及び、素よりモカシトキ軍
も、不出來候ヘ共、叡慮遵奉、幕府承順の寸志を相
遂、是よりして彌以國政を一新シ、武備を全治シ、
皇國の御武威を海外ヘも輝シ候様仕度と、日夜苦
慮仕居候處、因州浪華の一擧のシホテ、眼前小倉の
如きハ、我苦戦の状を傍観シ、隣交の情誼不相辨シ
付、叡慮幕議の貫徹、如何なる障り有之候哉、微力獨
任シテハ一身一家の分ハ盡シ候ヘ共御全國御持
堅の目途難相立事と考、其段及言上、攝西列藩ヘも
使節を馳せ應援を乞ひ、且其見込をも尋問シ、又朝

廷よりも列藩へ無洩御布令相届候様相願候處、恐多も期限不相違速より及掃攘候段、叡感不斜御旨蒙御沙汰、猶又態々監察使御下向ふて軍勞御慰撫有之、全國感激、死力を盡さんと決心仕候、左候て、筑前其外五藩へ應援の御沙汰も降り、追々列藩の厚意を辱し、鹿兒島英夷との快戰、洲下明石等の砲發有之候、然處於關東ハ和蘭も魯佛其外同様の御處置ヨ相成候儀、御主意柄難相分候て、四月廿一日朝廷より被仰出候趣、水野和泉守より三港奉行へ申達候通ハ不取行旨申出候由、然處私ニ於てハ和蘭の儀、他夷同様拒絶可然段、既ニ御伺仕居候事ヨも有之、其上於將軍家陣勅意御遵奉の儀ハ、長門守

ヘ御答も有之、拒絶期限をも御達相成候上ハ、其筋付幕意聊も勅旨と齟齬仕候儀ハ無之筈、且兵端相開候後ニ付、最早穩便ニ難取計段、幕府へ申立置候、然處一橋卿よりハ、閣老并大小の有司同心仕候者一人も無之との儀、關白殿へ書中を以て言上有之、其節將軍家其滯阪ニ候處小田原迄罷下リ、聖旨貫徹候様所置仕度段、言上有之由ニテ、朝廷より京詰家臣等へ御下問被為在候付、此儀一段可然儀と、内密御答申上候由、斯迄將軍家御苦心の事ニ候ヘバ、一橋卿御談合屹と貫徹の驗可有之考居候處、豈計らんや於大阪六月十二日水野和泉守より、夷國拒絶の儀ニ付、了解難致廉ハ可相伺筈、猶横

濱談判中未ご御手切ふ不相成内、猥々兵端を開き御國辱を取申間敷、彌御手切の達有之候迄ハ渠より不襲來バ、粗忽の取行無之様との儀、家臣へ申聞せ有之候へ共、既ニ叡感の御旨被仰聞、家來未々迄勉勵の折柄、朝旨幕意と齟齬仕候様にても甚不可然儀、且國之榮辱ハ戰之勝敗又ハ有之間敷、只正氣之盛衰を以て、榮辱を分ち可申、猶又拒絶之儀又付了解難仕廉無之由相答置候處、又々於江戸、今度京師へ被仰立之旨も有之、拒絶之儀ハ 勅命又候へ共、策略ハ御委任又付、此上彌打拂候迄ハ幕令相待、航海船へ發砲差扣候様との儀、密封又一渡方相成候へ共、叡慮遵奉又て拒絶期限御請有之

候付、即ち幕意を承順一て掃攘の沙汰又及候間、妄動とハ不心得、又國力を不顧、義心作興を以て要務と考定追々及建言候事又付、幕府の策略も、愚考を御採用相成候事と相考、何分只今戰鬪打止候てハ一藩の動亂不容易段相答候、彼是の應答、道路相隔、書中意味難解儀も有之くる哉、竟ニ幕使下向又相成、五月十日夜亞船へ發砲、并外夷拒絶の儀ハ談判決定不相成以前、襲來又ハ無之船へ妄發の事詰問朝廷被仰聞候付、期限よりハ夷船と見受候ハ、可打拂様及沙汰置候付、十日の夜、國柄ハ不辨候へ共夷船と見定及砲擊候、猶又談判よてハ拒絶の驗

不相立、驗不立ハ拒絶トハ難申、談判ハ拒絶の前より
有之事と相考、且夷情難計通行襲來何をよて差別
可相立哉、期限よりハ必戰と心得居、専ら御沙汰筋
を守り及奮戰候事より付、妄動トハ不考段、書付ヨリ
て關東へ申越置、其後ハ為何儀も不申來候へ共、將
軍家の御忠誠、佐之以一橋卿之賢明、勅意遵奉之
上、拒絶期限を書付ヨ迄して言上有之、且御上洛中、
拒絶の應接振ハ從朝廷御尋有之候節、一時和親
交易を結候へ共、元來不經奏聞開港之事故、闔國
人心不居合の廉可申渡との答書有之事ヨモ候ヘ
バ、談判ヨテ拒絶期限延引ヨ及候とも、幾月と決定
致兼候儀無之筈、其節中川宮御建言小も、帰攘の儀

遅々致ト候より、國內一致の場ヨ至らば、既ヨ及接
戰候へ共、列藩拱手傍觀致居候次第、不堪切齒云々、
猶又攘夷先鋒被蒙仰度御懇願も有之、是畢竟年年
ヨモ聖察被為在候通、有司の不取計ヨ出る事リ
と考居、闔藩其疑を抱き、憤懣の餘、様の儀出來
も難計、鎮靜方苦心大形からば候處、遂ヨ夜中何者
とも不知、幕使旅館へ令狼籍候様の儀も有之、右様
叡慮遵奉、幕議決定の上、猶も不徹底の儀有之候ハ
如何かる故ヨテ候哉、奉對天朝申上候も恐多候
へ共、叡慮彌以御決定、卓然とする御實行、天下感動
仕候程の宸斷被為在の外、御所置も有御坐間敷
と奉愚考、兼て奉伺居候御親征の思召、此時

宸斷被爲在度御事と、石清水迄 行幸、暫於彼地御軍議、攘夷の御驅引被遊候様と家臣を關白殿下へ差出、内密建白仕らせ候處、宸斷意表も被爲出大和行幸、

神武陵并春日社御拜、暫御軍議、伊勢神廟御拜可被遊との御旨被仰出、誠も以て驚起感奮仕、自國攘夷も懸念よて候へ共、父子間申合、供奉申上度、理裝罷在候處、八月十八日何事とも不知、俄小堺町御門へ干戈を持、野戰砲を列し多人數出張有之候付、警衛も差出置候家臣等兼ての申付を相守り、覺悟も極居候へ共、九重近き御場所柄、奉憚朝威、武備嚴重ふ仕候内、御門御固め御免有之、

勅使を以て攘夷御依頼の勅命をも被仰聞候付、京詰の人數國元へ引歸し、其後上京御差留、家臣九門の内へ立入御禁止、且家臣共不束の取計有之候付、取調候様との御沙汰は候へ共、憚朝威忍勇憤候段而已申出、兼て申付候處の尊攘の大義を相守候ての取計にて、咎科申付候少難忍就てハ御歎願申上候通は御坐候、此餘宸疑難被爲霽趣も被爲在候も、乍恐父子間玉座近く被召出、前段の始末委細言上仕度、其上よて猶も叡慮も不相叶幕意も違候事候へバ、如何様の御譴責を蒙り候共、聊遺恨無之と決心仕、猶八月廿五日御書附を以て、勤王の諸藩不待幕府之示命、速も可有攘夷の

由、叡意被仰下候付、闔國の士民彌以攘夷の布令、嚴重申付候、

松平大膳大夫

斯くて攘夷の警備急りふうりしる十二月廿四日申の下刻雨電甚ざきよ際、長府鷹羽山の斥候所より外國船一艘馬關海峽を通航するの報を接し、前田臺場より之を砲撃せしよ數丸命中しとりけん其船ハ遁き去りつゝ遂に沈没せり。後も聞けば薩藩の商船にてらでと云ふ軍士が外船掃攘も熱心ふると雨電中船旗の辨ト難きと因り此の如き過誤を生じたるも薩藩も對一氣の毒の至りふきば此上斥候と精密もべきことを戒めどり。

初め安政年間周防の僧月性と云ふ者あり大島郡遠崎妙圓寺真宗の住持として京師も往來し頗る王事も勉め説法中も常々尊攘の大義を説き赤心を吐露し為めに聽衆をして正義も信嚮せしめ敵愾の氣風を養成せしめどり、是よりて政府へ人心の方向を定めんがごめ益、真宗僧を各所も派遣し説教毎も尊攘の大義を講明せしめどり小老幼婦女目も一丁字を識らざる者も至るまで大率感化せられざる者なきも至りけりバ此度天下も先ちて攘夷の手始めと為したるも會ひ士氣愈激昂し皆國事も死せんとするの勢あり、加ふるに三田尻も招賢閣を置き以て天下正義の士を待つ之をも由て有為の士の防長も至

る者數百人よ及べり

元治元年甲子高杉ハ政務座用談役より奥番頭よ轉
ト國家の爲め深謀遠慮以て大よ為をことらん
とくに。時よ遊撃隊の總督來島又兵衛等深く昨年堺町
御門の一件を憤り兵を率て京師よ突入をるの議を
起し其勢甚ど過激小して遂よ鎮撫を可うらざるよ
至きり、高杉ハ君命を奉トて游撃隊よ到り鎮攘の大
義の輕率よを可うらざるを論ト過激の舉動の不可
ふるを諭しこれども來島等ハ更よ承服くるの色ふ
し、高杉ハ斯くてハ何等の禍害を生を可きも測らき
やるは依り京師の形勢を視察せんが爲め一書を政
府よ投ト直ふ上京しとるに其書の趣旨明瞭を缺き

其擧動頗る粗暴よ近きを以て予輩有志の士ハ交々
高杉の意見ハ和戦開鎖其孰きよ在るやを疑ひ人心
稍々背戾をるの狀あり而して政府ハ遂よ高杉上京
の事を以て脱走と論定し國法を以て獄よ下したり、
是亦當時不得已の情勢よ出こる事ふきバ六月よ至
ア高杉ハ獄を出さきて父小忠太よ預けらき他人相
ば八月攘夷の時よ及で其罪を赦さきより是より先高杉ハ和
名を隨從せしむ是ハ小倉の衛士ヶ伏見よ於て卿の
稱助に改

四月山口滯在の三條卿より使者として土方楠左衛
門元今ス外一名小倉藩へ遣もさるゝよ付政府ハ予及
び林半七今友長三洲を其差添とし外よ護衛兵十數
名を隨從せしむ是ハ小倉の衛士ヶ伏見よ於て卿の

長櫃を抑留したるを以て其取戻の事を談判せんが爲ふり兩日辨論の末終は京都町奉行所は預けあるを以て速々取返し引渡をへとの答を得て馬關は歸れり

當時藩論の歸する所を陳べんは先づ奇兵隊を馬關を守り機を見て彦山は進軍し以て兩豐を扼し世子君よも公卿を奉ド兵を率て海路京師に入るべりと云ふに在り、予ハ此説を以て強て不可ふりとせし小ハ非ざきども今や内外多難の日小當り忽卒輕舉して一時の快を取るハ得策よ非ぞ且つ鹿を中原は逐さんと欲せバ宜しく藝備二藩は合從をへ十州ハ其昔我ヶ版圖よりと以て我藩論を以て其民心を

鼓舞作興するの易うるべきハ自然の勢ふきば之を收めて我用とふし正々堂々旗幟を整へて海陸並進し以て威武を示し若し大義よ背戾して抗拒する者あらバ一戦よ及び行々敵を破りて進むの方略を定めざる可からば然るを今海路の一方より懸軍をして京師より入り誤りて一敗地よ塗らば進退其據を失ひ或ひ收拾をへうらぎるの禍を招くべき歟且つ彦山よ進軍せんよりも寧ろ山陰道よ出で其形勢を扼して根柢を固くするの勝ざるよ若くざるふりと切論しこり然きども政務役渡邊内藏太ハ政事堂よ在りて之を聽うば揚言して曰く今廟議舊藩政府を指の通語のひ政府の議を廟議と稱せしハ皆當時ふきば之きを改めに以下同ト已よ決を要す

るに防長を以て畿甸易へんのと、予ハ其復、動
クをべらざるを知り意を決して前田孫右衛門
至り告げて曰く予ハ現時上京の士と俱、當初より
今日まで終始事を與よし、然るも今此一
舉々後、ハ深く予ダ心よ於て安んぜざる所ふき
べ願くハ上京の事を許されよと、前田ハ予ダ懇願の
切ふるも拘らず此際馬關の防備最も嚴ふらざる
可うらざるを論ト固く予ダ其地を離るゝと不可と
と終く君命を以て予ダ行を止めたり。是より先き
京師の藩邸より幕命ありて長人ハ二十餘人の外在
留まるを許さば然れども同志の士ハ尚多く京師
在るを以て予ハ是輩と共に國事よ盡し共は國事よ

斃きんと期し、これごも其言行をきざるを以て同志
小訣別し馬關より歸り徒より隊中より束縛せられ鬱々と
して其事の成否如何を慮りしが已よして京師の事
果して敗き同志の士多く事より斃をさり、而して桂小
五郎ハ亡命して但馬より入り以て時機を待て
已よして英佛米蘭四國の軍艦十八隻姫島より來泊を
伊藤俊助井上聞多の曩より内命を承けて歐洲より赴き
一ヶ歸朝の途次英艦より搭りて姫島より著し夫より山
口より還る予ハ湯田小於て伊藤より面し親しく歐洲の
形勢并より其兵隊の熟練及び器械の精良なるを聽く
を得たり、既よして伊藤より對ひ天下の情勢已よ此より
至る假令馬關ハ焦土と為るも又如何ともをべから

に唯尊攘の主意を貫徹をべきのみと告げ予ハ直馬關より歸り外艦の將ふ來襲せんとするの情勢を叛ト日夜守備を嚴より以て其來るを待ちこり時恰も京師の變報山口小至り廟議紛然遂ニ令を諸隊より海岸の兵を收め陸戰の用意を為さむ而して此令獨り奇兵隊よりぞざるハ意ふニ其直ニ命を奉せざらんことを慮り一ヶ故ふるべし果せる哉奇兵隊ハ外艦の來るを見て皆一戰せんと望み士氣大よ振り馬關より向ひて進入し短艇を組み順次ニ本山の岬よりヒヨリ。八月四日外艦ハ隊を組み順次ニ本山の岬より傍を測量シ我軍ハ前田の砲臺より前田陣營より兵を出一壇之浦砲臺より壇之浦陣營より兵を出一

部署を定め一令の下直ニ戰端を開クんと腕を撫にて待受けシリ奇兵隊を分て二つとふし前田より木營支營を置き軍監を置いて總督の居所とふし壇之浦より木營を置き既定の配置ふりし此兩營の間ニ在る洲本杉谷の二所及び馬關紅石山邊等の砲臺ハ長府の兵隊之を守り彦島の砲臺ハ萩野隊(萩野流砲術家守生を以て)一隊之を守備セリ予ハ大約を以て兵士又とふし者之を守備セリ予ハ大約を以て兵士又酒を飲ましめ且つ曰ふ軍中殺ふし十八艘の夷艦ハ是き好下物ふりと衆皆満面ニ喜色を呈しこり。此夜前田孫右衛門ハ君命を奉ドテ山口より來り曰く京師の事已ニ此の如ニ所謂内憂外患の時として兩公も憂慮せらる、事ふきバ今回ハ先づ無事ニ外艦を通過せしめ彼より砲擊せざんバ我敢て挑戦するこ

と勿きとの旨ありと、予ハ前田より問ひて曰く總督赤根武人ハ此君命を奉りしるゝ、曰く赤根ハ己より命を奉ぜり、何の辭を以て命を奉ぜ一乎、別より辭ある非に唯一諾一ころのみ、然らば予も亦諾せざるを得じて乃ち前田より別を告げ直より壇之浦の陣營より歸り乃ち砲隊長等を招き君命を傳へ且つ告げて曰く幕兵の先鋒ハ已より備前より至ると聞く諸君ハ宜しく小瀬川口より赴き國の爲め又一戦すべし予より別より思ふ所あり敢て我隊の面目を失ひしめをと、然きども諸士ハ初より予と事を與ふをるの決心小して敢て予が言は從ふの色ふうりし五日未明より外艦の隊を整へ戸崎の岬より漸次乗込

みより戸田龜之助ハ政府の命を以て通譯此其外外艦より使し已時歸り報トて曰く彼き鐵團を以て我を饗應をへしと云へり予應トて曰く善し、予より昨夜前田の傳令より接して奉旨の答をふときとも若し外艦をして無事より馬關の海峽を通航せしめば是き我死所を失ふ者ありと覺悟しこるより今や戸田の報氣全營より満ちて軍中肅然こぞ。正午頃一大軍艦此軍門ありし砲より合圖の砲を發するや艦隊より直より前田より向て砲戰を始めしり、我軍乃ち之きに應じて發砲一數時の間より硝煙海を蔽ひこり、其交戰中敵の左翼ある四艘の艦隊より常より壇之浦の砲臺を斜撃し我

をして前田も應援をもを得ざらしめどり、我も亦壇之浦より敵艦も向て頻々發射し彼我の砲彈中天も飛行し轟々然として大風の怒号をもよ似どり、而して敵彈の力は猛烈にして砲臺の左端も接近する所の山崖も打込み土石を迸散せしめくるの勢大も我兵を窘めこり又敵彈の砲臺の後山に達し樹木も中るや盡く破碎せざるハふく背面の稻田も打込む者ハ地下幾丈の深處も於て爆炸し土砂稻苗を擧げて一齊も中天も向て噴上げ勢の盡る處よりして稻苗の地も向て飛下をるハ百千の煙火狼煙を觀る小異ふらば劇戦生死の境も在て此奇觀を見るハ亦愉快の極むと、是時第八砲門の照準手福田某砲後

よ立ち一ヶ敵の一砲彈我砲身の上面を直過し福田の腹部も命中し全身粉齋とふりて空中も飛揚し、ころごく惨酷ふき其砲の左右も在りし者も皆空氣壓迫の為め數尺外の距離も吹飛ばされ、こり以て敵砲照準の精ふるを知きり、晡時も至り前田の營も遂に兵を收む前田も向ひたる敵の艦隊へ直も砲臺の前も接近して横も壇之浦を射撃し、これを以て我兵益困み其死傷の多き却て主戦の前田も過ぎこりし、此日洲本の砲臺もてハ僅も一二回の發射をかゝるも誤て火を硝庫も及びて爆發の禍ふ罹りされば戰爭の用を為をこと能むざりし、我已も前田の兵を收めときバ敵も亦稍艦を纏め退

て田之浦より碇泊し軍樂を奏し其聲洋洋たり抑も此戰爭又於て我ガ最も遺憾ニ堪へざりしハ砲臺を田之浦及び門司ニ有せざりることは是かり初め攘夷手始の前より我藩ハ小倉藩ニ照會し奉勅攘夷を為に之為め一旦其領地田之浦門司ニ砲臺を築きくるゝ堺町御門の變より我藩ハ大ニ幕府の嫌忌する所となり幕府ハ小倉藩ニ命トて此二砲臺を毀撤せしめ又我政府ニ命トて其戍兵を撤去せしめどり若し此二砲臺ありて兩岸夾撃したるニハ如何ニ堅固なる艦隊と雖も輒く馬關ニ進入するを得せしめざるのみからば大ニ敵艦を惱ましむるハ知るべキふり加之彼が田之浦港より碇泊し再戰の準備を為すこと

ハ決して為し得べからざる所ニ至るや明クふり、嗚呼攘夷の詔ニ下るも天下の人心萎靡し眞ニ攘夷の舉ニ從事する者ふくして遂ニ今日の悔を遺すこと當時我軍隊終天の憾ニ至りし。此夜我壇之浦の砲臺ハ前田の己ニ兵を收むるを以て敵の必至此一方ニ向て劇射をべきを測り益士氣を振作し明朝の戦備をふしテ天明を待ち又書記を前田本營ニ派遣し壇之浦の戰況を報告せしむ又前田砲臺此日の戰況の概略を聞くに午時頃より交戰を始め彼我の砲撃甚し猛烈にして數時間ニ亘り其響萬雷の如く黒煙天を蔽ひ咫尺を辨ぜば初めより敵九の命中頗る高きを以て我ニ死傷無くシテ漸次ニ其照準を低下

一て砲壘の的中一之々為めの震動久しく止まざりし、又敵艦の一部を其右翼千珠満珠の方位より進行し、我_々左翼を横射するを以て防戦極て苦み且つ我砲_々數百發を連射しきバ或ハ砲身の損傷を來_レ或ハ砲架若くハ照尺等の毀損をるを以て多く用うべからざるより至り日暮遂_レ射撃を止め_レ是_レ於て敵艦ハ直_レ右翼海岸小近づき其兵を上陸せしめんと_レこそば我_々山上の兵ハ小銃を以て悉く之を擊退け_レ是時敵の一艦ハ坐礁して動くこと能_レざり_レ我が他艦の援助を以て漸く浮去_レを得_レ其夜三好軍太郎今陸軍中將重臣交野十郎ハ砲壘を巡檢_レする_レ砲の使用_レ堪ふべきものハ僅_レ一門を存せる

のみかりと云へり
交野後ち名を御狩又瑜と改む甲州流の兵法_レ精
一維新後陸軍大佐_レ終る
翌六日敵ハ第一列_レ四隻の艦隊を以て先鋒と爲_レ鷹行_レて我_々壇之浦_レ向て開戦_レ我_々二十四斤及び十八斤砲を直射_レれども達せば乃ち跳射を行ひ初て之_レ達するを得_レ敵ハ少く其艦を我砲彈距離内より退け反て我砲臺を亂射_レ我砲臺_レ頗_レる堅固_レるも敵の連射_レ遇_レ其震動甚しく兩軍の砲聲海_レ震ひ硝煙天を蔽_レるもの昨日の役_レ異ふることふ_レ敵_レ復_レ他の砲臺_レ顧慮_レ所かく専ら壇之浦を砲撃_レを以て其勢愈猛烈_レるも我軍ハ

士氣益振ひ初より死を期して防戦又力め敢て一步を譲るの覺悟からりし然るゝ交野十郎ハ馳せて本營より來り前田ニ於てハ己ニ陸戦の準備を爲し諸兵の部署を定めゝきバ此方面も戦の情況ニ依リ一手ニ合してハ如何と報トくるに依り時機を見て徐徐兵を收むるゝ決一午時頃より大砲の火門ニ釘一彈薬を倉庫ニ還し兵器及び糧食等を一宮ニ移し陸戦の準備を爲し諸兵の配置等を計畫するゝ際一頻々前田の戦急かるを聞き未時頃前田ニ赴き其兵と合ひゝ前田の戦況を見るゝ朝來五四の戦闘ニ屢々敵を打破り今ハ己ニ六回ニ及びくるも急ニ應援をくるを要せざる景況ふきば予ハ總督と議し我ダ壇

之浦の兵を休息せしめ疲勞を養ひゝる上ニ前田の兵と交代一以て新ニ敵ニ當らしめんことを計りこり、然るゝ凡一時間許にて敵兵ハ大舉して陸路三道より進ミ其勢猖獗にして兵士の斃るゝも唯進行するありて退止するふく數時の後我野戦砲の砲身及車輪等ハ烈しく速射しころが為め悉く破損し復々發射する能をざるゝ至り、予ハ陣營の側ニ屯する所の槍隊をして急進突貫せしめんとするの令を下しゝるゝ隊長林半七ハ己ニ重傷を負て退き其他傷者頗る多くして士氣沮喪し令遂ニ行ふを得ざ乃ち總督赤根ニ面し守禦の事を議せんとするゝ赤根ハ己ニ去て見えば唯一人の兵士ダ陣營處々ニ放

火をるを見る之を詰きバ總督の令を承けくるふりと答へたり、予ハ走る者を制し門前の水桶ヨ臨ミ水を飲まんとするニ銃丸あり背嚢中の團飯を貰きて右腕ヨ及び又胴服の左右共各銃丸の為めヨ貫うれたり後を顧きバ隊長三浦五郎今陸軍中將梧樓予ヨ跟隨し予が携ふる所の手槍を受取りて予扶持しより此戰前後凡て七回、予ハ敵の上陸して撤兵を以て進むを見て大ニ悟る所あり又其携帶する所の利器を見て兵の強弱ハ軍略の如何ニ係ること勿論ふきども銃砲の利鉅ハ大小勝敗の數ニ關する事を明クよせり、此戰我兵中ミニヘル銃を携帶するもの僅々數十挺のみ餘ハ皆グベル及び火繩筒ふり又只弓

槍を携ふるものもあり防戦の困難推て知るべきのみ
前田の戦遂ニ破き、ノリ乃ち諸兵を長府ヨ引揚げんとて長府入口の關門ニ至り再び赤根ヨ會せり。是より先き政府ハ己ニ止戦講和の議ニ決し毛利登人、大和國之輔の二人ハ兩公の旨を奉ド來り諭モ所アリ、予輩ハ答へて曰く敢て命を奉ぜざるニ非モ如何せん奇兵隊ハ一死以て國ニ報せんことを期し其他を顧みるニ暇あらば且や將の軍ニ在る君命も受けざる所あり願くハ之を以て復命せらるべしと、二人曰く政府の使者ハ己ニ彼の軍艦ニ至り和議方ふ成りと、於是乎予輩ハ己むを得ば一の宮を距る半里ふ

る秋根村より抵り更に軍議を遂げたり。聞く所より依れば此止戦講和の使者より高杉和助其罪を赦さきて家老格と成り宍戸刑馬と改稱し五日を以て山口を發し急行して馬關より赴き英水師提督の旗艦より至りて應接し、是時高杉の行装ハ鎧直垂立烏帽子を著し茶色の革足袋を穿ち、立鳥帽子通辯ハ伊藤俊助より^{伊藤の裏}、^は伊藤及山縣半藏^{井原主計}、^は田次郎三郎^{の同行}、^は伊藤^{の裏}、^は井上聞多^{の同行}と俱く歐洲より歸り此間周旋最も力めとなり、和議已^ハ成^ルきるの後より中老井原主計ハ杉伊藤及山縣半藏^{井原主計}、^は田次郎三郎^{の同行}、^は伊藤^{の裏}、^は井上聞多^{の同行}を隨へて英艦より横濱^ハ至り、^は英公使アーヴィング^{の面}、^は償金の談判小及び^ハ已^ハ幕府より三百萬圓を辨^ルることに決^ル。後ふき^ハ復^ル、^は英艦^ハ馬關より歸り

たりと

時より京師より脱^ル歸り、^は時山直八、竹内庄兵衛、大田市之進助^{後^は御堀耕}、^は他の來る會^ハ詳^ク、^は京師の戰況を聽き、内憂の外患^ハ比^シキバ更に目前^ハ切迫^シて一日も忽^ハすべからざるを知り、其方針を定むるの必要を感^トする由り、予ハ乃ち外戦を以て後圖^ハ先づ小瀬川の先鋒^ハより幕兵と一戦^ハ雌雄を決せんことを望み頻り^ハ軍議を凝^ルたり^ハ、^は長府を發^ル、^は十二日船木^ハ至き^ハ偶^ハ世子君の出陣^ハある^ハ會^ハ諸隊一同^ハ拜謁を命ぜられ各兵能く國事^ハ盡^ル力^ハ神妙^ハ至^ルふりとの獎諭を親くせらま

とり、十八日遂ニ三田尻又達ノ病院を設け負傷者を入れ又各隊の歸省墓參を請ふ者又ハ人員を限て之を許可し、

懷舊記事第一卷

終

